

書評

永井均 著

『フィリピンと対日戦犯裁判一九四五—

一九五三年』（岩波書店、二〇一〇年）

梅原 弘光

一九四一年二月八日、ハワイの真珠湾攻撃で事実上の対米宣戦布告をした日本軍は、直ちにフィリピン侵攻を開始、翌年一月二日にはマニラを占領、以後終戦までの三年半の間フィリピン全土を軍政下（途中から傀儡政権下）に置いた。この間多くのフィリピン人は、ゲリラ戦に苦しむ日本兵によって「通敵者」の嫌疑をかけられ、関係者もろとも拷問・殺害され、末期には日米両軍の壮絶な戦闘による無差別殺戮と大規模破壊に曝され、合計一一一万人余りといわれる莫大な数の同胞を失った。これは、当時の総人口の七パーセント、終戦直後のフィリピン人生存者一四人に一人の割合で肉親などに犠牲者のないものがない、というすさまじい数である。日米両帝国間の戦争に巻き込まれて戦場となり、空前絶後の大被害（推定総額八〇億ドル）

史苑（第七一卷第一号）

を蒙るといふ不条理に遭遇したフィリピンでは、戦争終結と同時に日本に対する住民の激しい怒りと憎しみが爆発、燃え滾る復讐心が最高潮に達し、日比関係は修復の余地なきまでに断裂した。

かかる状態から始まった戦後の日比関係が、どのような過程を経て再び友好関係構築に向けた一步を踏み出すことができたかを明らかにするのが、本書の目的である。そのために著者が設定した課題は、一つが、戦争終結と同時にフィリピン当局が手がけた対日戦犯処理の基本方針が何で、その成果はどうであったかを確認すること、二つ目は、日本政府・軍当局の戦犯問題に関する考え方と対処の動き、三つ目が日比両国民の戦犯問題に対する受け止め方、そして最後に、八年間に及んだフィリピン政府の対日戦犯処理の日比関係再構築における意味を明らかにすること、の四つである。これら課題に対応して全体は、第一章「日本軍による残虐行為の衝撃」、第二章『敗者の裁き』という隘路」、第三章「フィリピンから見た東京裁判」、第四章「フィリピン軍による戦犯裁判」の四章構成となっている。太平洋戦争の戦争責任、戦争犯罪を追究する動きは、極東国際裁判（通称東京裁判）をはじめ、関係国に設置されたそれぞれの戦犯法廷で進められたが、本書では、これら対日戦犯裁判のうちフィリピン当局が直接関わった東京裁判とマ

ニラの軍事裁判に注目し、裁判の展開過程、フィリピン当局の対応と日本側の動き、戦犯問題をめぐる日比両国の認識と対応の構図が、描かれる。

本研究を支えるのは、著者が日本、フィリピン、アメリカの三カ国で渉猟した膨大な文献資料、とりわけ未刊行文書（日本の外交文書、GHQ文書、旧軍資料、フィリピン戦犯裁判の公判記録、捜査資料、米軍文書など）、私文書、生存者へのインタビュー情報など、広範な一次資料である。成果の重厚さは、何よりもまず、三二三ページにわたる四章構成の本文と、それに対して付された一五三四もの脚注が二段組で一〇五ページにも及ぶことから十分に伺えよう。

これだけの労力と時間を費やして著者が得た結論は、第一に、フィリピン政府が着手した一連の対日戦犯処理は、人々の対日報復感情が燃え盛る中で、復讐を法の裁きに代えて報復の連鎖を断ち、対日関係を敵対的分裂状態から融和に向けて方向転換するための不可欠のプロセスであったこと、第二に、自らも直接の被害者であるキリノ大統領の劇的な戦犯恩赦の決断によつて対日戦犯処理は一応の終結をみるようになったが、それは同時に戦後の日比関係史の新たな始まりをもたらしたとみられること、の二点である。被害者側の「赦しの先行」は新たな友好関係樹立の希

求であると同時に、その前提として日本側に過去を直視しそこから教訓を引き出すことを促す問いかけでもあったとみられる。ここで著者は、加害者日本は過去の戦争の内実を直視し、十分に被害者フィリピンとの戦争に対する「認識ギャップ」を最小化する努力をしてきただろうか、と問いかける。重厚な研究成果から導き出されたこの問いかけは、戦後六五年経っても依然として収まらない近隣諸国からの対日戦争責任追求を思い起こすとき、われわれの胸に重く押し掛かってくる。かかる結論と問いかけがどのようにして導かれたか、その論理実証過程を追ってみよう。

第一章では、まず米軍が一九四四ころから戦争犯罪に関する証拠収集と容疑者の逮捕、処罰を準備するための組織を陸軍省内に設置し、早くから残虐行為を捜査して記録に残す作業を始めていたことが明らかにされる。その結果、終戦時までにフィリピン各地で日本軍が行った「通敵」容疑者の拷問、集団処刑、関係集落焼き払い、略奪、強姦など、数々の残虐行為が捜査・記録され、後の戦犯裁判公判で証拠として機能することとなった。こうした衝撃的事件からの生き残り、事件の目撃者、犠牲者の親族が、一斉に日本人に対して激怒し、深い怨念を抱いたのは当然であろう。資料に基づいて当時の状況を再構築した著者は、「怒りの置き場のないフィリピン人たちは、今や無力となった

日本人捕虜に投石し、罵詈雑言を浴びせるなど、報復感情を直にぶつつけることで、自らの怒りと悲嘆を和らげようとするかのようにであった」と表現している。こうしたフィリピン人の憤激は、悪罵と投石の嵐となって投降した日本軍将兵の上に降りかかった。兵士たちの受け止め方には、なぜかその意図がわからないとするものから、反発するもの、止むを得ないとするものまでいろいろあったが、大方はフィリピン人の気持ち的理解できないまま狼狽・困惑し、反発を覚えたといわれる。

他方日本では、ポツダム宣言が規定する戦争犯罪人の処罰問題への政府・軍当局の対応が迫られていた。第二章はその模様を検討したものである。終戦当時の東久邇宮内閣は、国体護持を最優先課題とし、天皇に対する国民の敗戦責任論である「一億総懺悔」論を提唱、特定指導部に戦争責任が向けられるのを回避することに終始した。続く幣原内閣も基本的に前内閣の方針を踏襲、開戦責任に対する処罰については法の不備を理由に見送り、捕虜虐待など軍人の不法行為についてのみ対処を決めた。陸軍中央は、当初、真相主義、厳正主義を掲げて戦犯問題に対処しようとしたが、処罰対象者への身内意識などからその中立性と公平性が揺らぎ、結局、フィリピン関係で悪名高いバタアン「死の行進」の責任者であった本間雅晴中将の処分（礼遇停止）

だけに止どめた。つまり、敗戦直後に高揚したフィリピン側の対日戦犯処罰要求に対して日本政府・軍当局がとったかかる消極的態度は、著者によると、日比両国の戦争責任をめぐる認識を断裂状態に陥れ、対話の成り立つ余地を完全に閉すものでしかなかった。

第三章では、アメリカ主導のもとフィリピンを含む連合国一カ国が参加して行われた東京裁判に注目し、同裁判とフィリピンの関係、裁判過程でのフィリピン判・検事の活躍、同裁判をめぐる日本とフィリピンの世論動向が検討される。戦後新たに独立したばかりのフィリピンは、判・検事各一名を派遣、天皇の戦争責任についてはそれを問わないとするアメリカの立場に同調したものの、日本国民の侵略愛好性、敵国民への憎悪と軽蔑、兵士の徹底した残虐行為の遣り口、犯罪者は下士官から将校にいたる全階級に及び、犠牲者も老若男女、兵士から市民に広く及んだこと、指導者が残虐行為を知らずなら止めようとしなかったこと、などを厳しく告発、日本を強く糾弾した。東京裁判についてのフィリピンの立場は、裁判自体の正当性は認められたものの判決は寛大に過ぎるとし、侵略を行う能力は指導者に在るというよりも国民性とその環境にあるとして日本を引き続き潜在的脅威とみなし、不信感を抱いたままであった。つまり、東京裁判を不当としながらもそれで過去は清

算されたと受け止めた日本に対して、フィリピンは正当性を認めたが「清算」という受け止め方を拒否した。その意味でこの裁判は日比双方の対話とはならず、フィリピン人の怒りとその背景を日本人に示唆するに止まった、というのが著者の評価である。

フィリピンにとって真に重要であったのは、第四章で取り扱われるフィリピン軍のマニラ裁判と日本人戦犯の収監であった。一九四七年八月から四九年一二月まで続いたマニラの軍事法廷は、暴虐を加えたものに対し国際法に則して公平かつ道理に則した裁判の機会を与える、つまり国際法の原則に基づく正義の追求であると公言した。したがって裁判は公開制で行われ、被告人の弁護を受ける権利は保障された。しかし、その判決は一五一名の被告人に対して、有罪一三七名、うち死刑七九名、死刑判決率五八パーセントという厳しいものであった。それだけに当時の日本人戦犯は、裁判を公平性の欠落した復讐と受け止めた。刑の確定後受刑者はマニラの郊外にあるモンテンルパの刑務所に収監され、服役生活に入った。刑務所内で戦犯たちは不安な日々を強いられたが、刑務当局の慎重かつ寛大で好意的な配慮・取り扱いで、同じ刑務所内のフィリピン人受刑者から集団リンチを受けることもなく、次第に穏やかさを取り戻した。そんな時の一九五一年一月に執行された一四名

の死刑は、残った死刑囚を震撼させた。激しい動揺とつかの間の平穏が繰り返される服役生活の中で、戦犯たちの間にはフィリピン人の戦争体験、対日感情に目を向けるもの、戦争に対する嫌悪感、日本の戦争責任を自覚するものも出てきたことが、戦犯の日記、手記、書簡、回想録などから実証される。

他方、日本国内では、先の死刑執行を機に民間主導の戦犯助命嘆願運動が盛り上がり、翌五二年三月にはそれまで時期尚早として慎重姿勢を崩していなかった政府もついに戦犯の国内送還に動き出した。釈放運動は次第に過熱して戦犯慰問ブームとなり、モンテンルパの戦犯を「悲運の人々」と捉えるイメージが定着する。戦犯の法的地位も当初の「国内法上の相当刑」が撤回され、衆参両院での戦犯釈放決議とともに、いつの間にか「国家の犠牲者」と位置づけられた。国内世論は、フィリピン人の被占領体験に思いを寄せるどころか、むしろそれから目をそらす方向に動いた。

一九五三年六月二七日、最後に残った有期刑四九名の釈放と死刑囚五七名の終身刑への減刑を内容とする大統領恩赦が発表され、一〇六名全員の本国帰還が決まった。戦後八年経っても戦争の傷跡が癒えないフィリピン世論を背景にキリノ大統領が苦渋の決断をしたその背後には、自身の

信条であるキリスト教精神も、交渉中の賠償問題解決への道筋をつけるといった政治的配慮もさることながら、そこにはサンフランシスコ講和条約（五二年四月）により独立を回復した隣国、「新生」日本との友好関係樹立の契機を提供するという意図が含まれていた。しかし日本側からは、大統領恩赦に対して首相、外務大臣から謝辞が述べられるのみで、戦争中に日本軍がフィリピン住民に与えた物心両面にわたる甚大な被害に対する謝罪は一切なかった。あまりにもバランスを欠いたものというほかあるはい。

以上みてきたように、本研究は、フィリピン当局が終戦直後から関わってきた残虐行為の捜査に始まり、東京裁判への判・検事の派遣、マニラの軍事裁判、受刑者の収監と死刑執行、戦犯の恩赦・釈放に至る一連の過程を対日戦犯処理過程として一括して捉え、それに日本側の対応、動向、アメリカの関わりも視野に入れて多面的に分析し、その日比関係史上の意義を考察したものである。この研究課題はあまりに壮大でこれまでだれも手を付けなかったが、本書はそれに挑戦して見事に成功した。従来、対日戦犯裁判はそれぞれ個別に研究され、自国中心の戦争観、裁判観に基づく一国的見方になる傾向が強かった、といわれる。本書は、東京裁判とマニラの軍事裁判の二つをフィリピンの視点から一括して捉えることにより、その問題を乗り越

えている。

この新しい試みは、われわれ日本人にこれまで見えなかったものを見えるようにしてくれた。一般に戦犯裁判は、戦争が引き起こした過去の出来事の責任追及であり、裁判が終わればすべてが終結し、その時点から過去のものとなる性質のもの、と評者自身考えていた。フィリピンの対日戦犯処理があの時行われていなかったとしたら、両国の友好的関係再構築の機会が大幅に遅れ、現在とはまったく別の展開になっていたかも知れない。その意味で対日戦犯処理は関係正常化にとって不可欠のプロセスであったし、現在に連綿とつながっている、といえる。

また、戦犯問題に対する認識に日比間で大きなギャップの存在することが明白になった。これには戦争直後の日本人の心の中に戦時中の「大東亜共栄圏」、「国体護持」といった思想信条の影響が大きく関係したと考えられる。太平洋戦争の兵員犠牲者は二三〇万人に達するといわれるが、その遺族にとって肉親が「お国のため」に亡くなったと思わなければ戦死の事実を受け入れ難い状況のあったことも確かである。また、戦争によって極度に疲弊した一般市民に、他国で行われた日本軍の残虐行為を省みる余裕のなかったことも事実であろう。しかしあれから半世紀以上が経過した今、そのような言い訳は成り立たない。認識ギャップの

永井均著『フィリピンと対日戦犯裁判一九四五―一九五三年』（梅原）

最小化努力はなされたか、という著者の問いかけをしっかりと受け止める必要があるように思われる。

すでに忘れられようとしていたフィリピンの対日戦犯処理を日比関係史に正しく位置づけ、戦争に対する両国の認識ギャップを再認識させてくれた点を、本書の最大の貢献と考えたい。

（本学名誉教授）